

○垂水市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

平成23年12月1日規則第27号

垂水市重度心身障害者医療費助成条例施行規則

垂水市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（平成16年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、垂水市重度心身障害者医療費助成条例（平成6年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（登録事項）

第3条 条例第4条第1項の規定による登録は、次に掲げる事項について行う。

（1）対象者

氏名、生年月日、住所並びに障害の種類及び程度又は知能指数

（2）保護者

氏名、対象者との続柄及び住所

（3）対象者に係る医療保険

医療保険の種類、被保険者証の記号・番号、被保険者又は組合員の氏名、被保険者又は組合員の対象者との続柄及び付加給付の有無

（4）前号の医療保険の保険者

保険者の名称及び住所

（5）その他市長が必要と認める事項

（登録）

第4条 登録を受けようとする対象者又はその保護者は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

（受給資格者証の交付等）

第5条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録台帳（別記第2号又は第3号様式。以下「台帳」という。）に登録及び所要事項の記載を行うとともに垂水市重度心身障害者医療費助成金受給資格者証（別記第4号様式。以下「資格者証」という。）を当該申請をした対象者又は保護者に交付する。

2 受給資格者は、資格者証を破損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

（登録事項変更の届出）

第6条 条例第4条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者登録事項変更届（別記第6号様式）に資格者証を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の届出があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは、台帳の登録事項のうち届出に係る事項を変更するものとする。

（助成金の支給申請）

第7条 条例第6条に規定する助成金の支給申請は、医療保険各法に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）の証明（保険医療機関等が領収書を発行するときは、当該領収書）を付した重度心身障害者医療費助成金支給申請書（別記第7号又は第8号様式）に資格者証を添えて行うものとする。

（助成金額の決定）

第8条 市長は、前条の申請を受理したときはその内容を審査し、助成金の支給の可否及び助成金の額を決定し、重度心身障害者医療費助成金支給・申請却下決定通知書（別記第9号様式）により、当該申請をした受給資格者に通知する。

（受給資格の喪失届出）

第9条 条例第4条第1項に規定する受給資格者の登録を受けた者が、他市区町村への転出、医療保険の被保険者・被扶養者資格の喪失、死亡又は生活保護の受給等の理由により、その資格を喪失した時は、重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届（別記第10号様式）により、市長に届出を行い、

速やかに資格者証を返還しなければならない。

- 2 前項の重度心身障害者医療費助成受給資格喪失届の資格喪失理由が死亡の場合は、同様式の代表相続人の届出及び医療費振込口座の変更について、市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式

(第4条関係)

第2号様式

(第5条関係)

第3号様式

(第5条関係)

第4号様式

(第5条関係)

第5号様式

(第5条関係)

第6号様式

(第6条関係)

第7号様式

(第7条関係)

第8号様式

(第7条関係)

第9号様式

(第8条関係)

第10号様式

(第9条関係)